

原発賠償 関西訴訟を 応援してください！



原発賠償関西訴訟

ふつうの暮らし 避難の権利
つかもう安心の未来

第55 回期日 第17 回本人尋問！

2025年 7月10日(木) 10時～15時半 202号法廷
抽選はありません。先着順。

第56 回期日 本人尋問未定

2025年 9月11日(木) 時間未定 202号法廷

大阪地方裁判所 大阪市北区西天満 2-1-10 (下記地図)

★弁護士会館 1001・1002 号室で、法廷外企画を予定。
昼と夕方にミニ報告集会を予定しています。

人の命や健康よりも大切に守らなければならないものは
あるのでしょうか？

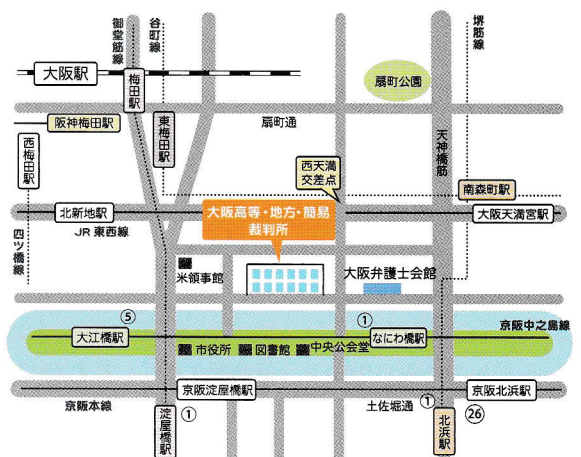
14 年前に起きた史上最大・最悪の公害である東京電力福島第一原子力発電所の事故で被害を受けた私たちは、原発被害が二度と繰り返されないように、国と東京電力を被告として、国家賠償・民事損害賠償請求訴訟の集団訴訟に取り組んでいます。

証言台では、宣誓して、自分自身の見たこと、経験したことを記憶だけを頼りに証言しています。そのことで、老若男女、年齢や家族構成、職業も様々な、ふつうに暮らしていた私たち一般市民が、ひとたび原発が事故を起こせば、どのような被害を被るのが、一人ひとりの受ける被害を丁寧に立証しています。

国策で進められている原発について、今なお、誰一人、責任をとっていません。原発事故は国の責任です。そして、東京電力は、被害事実に見合った損害を賠償してはいません。本当にこのままで良いのでしょうか？

私は特に、「被ばくからの自由」つまり、放射線被ばくから免れ健康を享受する権利、無用な被ばくを避ける権利、被ばく防護のための避難の権利を裁判を通して確立したいと願っています。

「裁判長、人の命や健康よりも大切にされなければならないものはあるのでしょうか？」おひとりでも多くの皆さまに、被害事実を共有して一緒に考えて欲しいと願っています。 原発賠償関西訴訟原告団代表 森松明希子



■原発賠償関西訴訟弁護団

大阪市北区西天満 4-11-22

阪神神明ビル 9 階 902 号室 梅田新道法律事務所

Tel.06-6316-8824 Fax.06-6316-8825

(担当弁護士：白倉典武)

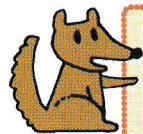
■お問合せ：KANSAI サポーターズ (原発賠償関西訴訟の応援団)

大阪市北区西天満 2-8-1 大江ビル 405 号 ☎070-5658-9566

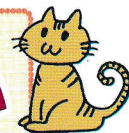
ブログ KANSAI サポーターズ 検索

<http://kansapo.jugem.jp/>





原発賠償関西訴訟 なぜ？なに？Q&A



Q この裁判は肉面だけですか？

A. いいえ、日本中で10,000人以上が訴えています！

(2017年7月現在)

2013年3月、福島地裁への訴えを皮切りに、北海道から九州まで、日本中の避難者が東電と国を相手に提訴しています。近畿エリアでも、京都、兵庫、関西と3つの原告団が結成され、合計510名の原告が立ち上がりました。

Q 肉面訴訟って、何人の原告がいるの？

A. 2013年9月17日第一次提訴、12月18日第二次提訴、2014年3月7日第三次提訴、2016年3月3日第四次提訴と、計243人が原告になりました。

原告団の多くは家族です。おじいちゃん、おばあちゃん、パパ、ママ、子どもたち、赤ちゃんも原告です。原発事故被害は、世代、立場に関係なく、すべての人に及ぶのです。



Q なんで裁判するの？東電から賠償金も出たのでは？

A. 東電の補償と範囲は限られたものであり、不十分です。

対象となっていない人がたくさんいます。

東電は、補償の対象となる地域をせまく区切り、一部の人のみを補償の対象として、すべてを終わりにしようとしています。それ以外の区域の人の大半は切り捨てられました。福島県を中心に関東～東北の広大なエリアが汚染されましたが、今もそこに住む人にも、関西に避難した人の中にも、東電の補償の対象になっていない人がたくさんいます。また、東電が補償を認めた区域の人たちも、個々の事情はまったく考慮されず、謝罪もなく、一方的に東電が勝手に決めた金額を押しつけられただけでした。その時の怒りゆえに、今回の訴訟に踏み切った人も多数います。

Q この裁判の目的って？

A. この裁判の目的は3つあります。

① 東京電力福島第一原発の真相の究明と責任の追及

現在、複数の事故調による報告書が公開されていますが、いずれも国の法的責任を認めていません。国の避難者に対する施策が極めて不十分なのは、責任の所在が曖昧だから。まずはここから始めます。国と東電の責任を明らかにできるのは、司法の力だけ！

② 損害の完全賠償

東電に対する直接請求をしても、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に賠償を求めても、驚くほど不十分！区域外の人と同じように被害を受けているのに、まったく対応してもらえないケースが大半です。損害の完全賠償もこの訴訟の目的のひとつです！

③ 被災者全員に対しての暮らしの支援を！

被災地にとどまった人、避難した人、帰還した人、原発事故は多くの人の人生を翻弄しました。しかし、国の被災者に対する施策は極めて不十分です。特に区域外からの避難者に対しての必要な支援はほとんどありません。国のこうした姿勢を改めさせ、被害にあったすべての人が「ふつうの暮らし」を取り戻すための、行政による施策…それを実現することが、この裁判最大の目的です！

本人尋問期日

【2025年】

第55回…17回目… 7月10日(木)10時～15時半 大法廷202

第56回…18回目… 9月11日(木) 時間未定 大法廷202

(時間等は後日お知らせします)

◎報告集会はいずれも大阪弁護士会館 1001号・1002号室予定



ふだんの暮らしの中で「裁判所に行く」ことって、めったにないですよね？ 福島原発事故によって関西に避難してきた私たちも、裁判の原告になるとは思っていませんでした。「原発賠償関西訴訟」は、原発事故で被害を受けた私たちが、**避難する権利、とどまる権利、帰還する権利を訴える裁判**です。つまり「人の命」と「健康」と「ふつうの人間らしい暮らし」が守られることを何より望んでいます。こうした私たちの取り組みに、ぜひ皆さんのお力を貸してください。

お願い

「原発賠償関西原告団」並びに「KANSAIサポーターズ」では、活動のためのカンパを募っています。原発事故がもたらした避難生活の窮状を、ひとりでも多くの方に知っていただくために、皆さんのご厚意を活用させていただきます。

サポーターになってください！

避難生活をしながらの訴訟。どちらも初めてのことで、とまどうことがいっぱいあります。そんな時、私たちの活動を応援してくれる人がいるだけで、心の支えになります！

登録は kansaisapo@gmail.com まで

■原発賠償関西原告団

ゆうちょ銀行 四一八支店 【預金種目】普通預金 【口座番号】7905624
【なまえ】ゲンバツバイショウカンサイゲンコクダン

■KANSAIサポーターズ

<ゆうちょ銀行から>

【記号】14380 【番号】83649451 【なまえ】カンサイサポーターズ

<ゆうちょ以外の金融機関から>

【店名】四三八(ヨサンハチ) 【店番】438 【預金種目】普通預金
【口座番号】83649451 【なまえ】カンサイサポーターズ